

質疑回答事項通知書

業者各位

平成30年6月1日～平成30年6月5日入札執行の予定である
「平成30年度羽曳野市立小学校特殊建築物定期点検委託業務」の
仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	(3) 外壁調査は、目視、打診または赤外線調査を基本とする。 とありますが、基本的に地上から打診出来ない箇所を赤外線調査、赤外線調査出来ない箇所を目視と考えて宜しいでしょうか。 又、全面調査と考えて宜しいでしょうか。	打診出来ない箇所については、目視による調査を基本とするが、赤外線調査の具体的な箇所については、個別協議により決定します。 また、外壁調査は全面とします。